

令和5年6月22日

件名	マイナンバーカードの誤作成について 会見を行います
日時	6月22日（木）14時～15時
場所	桜井市役所 4F 第2会議室
内容	<p>【今回の事案】</p> <p>6月12日、市民課窓口において、マイナンバーカードを発行する際、本人ではない顔写真で、カードが作成された事案が1件発生した。原因は、担当職員が「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」への情報送信時に、本人ではない写真データを添付したことによる。</p> <p>【経緯】</p> <p>5月11日、当事者A氏がマイナンバーカード申請のため、市民課で顔写真の撮影を行った。同日、同様の件で来庁されたB氏もA氏の後に写真撮影をした。その後の処理で、職員が顔写真を申請データに添付する際、添付誤りが発生した。</p> <p>6月12日、A氏に窓口で交付する際に、事案が判明した。A氏には謝罪・説明を行い、後日新たに写真撮影をして手続きを行うことを了承頂いた。既にB氏には交付済みのため、至急連絡を取り、カードの記載事項の確認をお願いしたところ、適正に作成されていたことを確認した。また、現在市民課で保管している全てのマイナンバーカードについて、市民課で撮影を行った写真データと照合したところ、誤作成はなかった。</p> <p>【今後の対応策】</p> <p>今回の事案を受けて、一連の処理手順の見直し（全工程の作業手順・書類・確認方法等）を行い、課内全員で共有し、今後は再発防止に努める。市民へは市広報紙及びHPで周知する。尚、今回はマイナンバーカードを当事者へ対面で交付する際、事前に写真の誤りを発見した事案であることから、個人情報の漏洩ではないと考えるが、県等の関係機関への報告は、6月22日に実施する予定である。</p>
問い合わせ	市民生活部 市民課 0744-42-9111（内線2651）